

亀山市選挙管理委員会告示第5号

令和7年1月26日執行予定の亀山市長選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、亀山市選挙管理委員会の印とし、投票用紙等に押すべき印は、刷込式とする。

令和7年1月18日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今 西 政 和

投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印

(略)